

# 「令和8年度福岡県建設産業雇用促進事業」

## 【企画提案公募仕様書】

※ この仕様書に示す内容は業務の基本的事項を示すものであり、契約に際しては、企画提案の内容を踏まえて仕様を追記する予定である。

### 1 委託事業名

令和8年度福岡県建設産業雇用促進事業に係る業務委託

### 2 事業の目的

本県が実施する「福岡県建設産業雇用促進事業」は、県内建設産業の中小企業等におけるDXの推進による労働環境の改善による魅力ある建設業界への変革、技術力・生産性向上による経営基盤の強化、多様な人材が活躍できる職場環境・組織の構築、企業の採用力の向上（多様な人材の採用）を促し、人材確保につなげていくことを目的とする。

本事業は、建設産業が抱える既存のイメージ（3K：きつい、汚い、危険など）を払拭するため、建設産業の魅力を発信し、DX推進による労働環境改善を実体験として提供することで、求職者の認識を更新し、建設産業への興味・関心を高め、別紙で定める『良質な雇用』による正社員就職等を強力に支援するものである。

※ 「良質な雇用」の定義については、別紙（「良質な雇用による正社員就職者等」の定義について）を参照すること。

### 3 実施期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 4 委託業務による支援対象者

○企業・事業主

・県内建設産業に係る中小企業（施工会社・建設コンサルタント）

○求職者

・学生（高校生・大学生・専門学校生）および一般（既卒者・転職希望者）

### 5 業務内容

(1) 令和8年度福岡県建設産業雇用促進事業の全体像

令和8年度福岡県建設産業雇用促進事業

〔I 企業・事業主向け支援〕

- ① DX化に向けた経営者向け研修会（建設コンサルタント）
- ② DX化に向けた新技術体験会（建設コンサルタント）
- ③ 組織力強化セミナー（施工会社、建設コンサルタント）
- ④ 現場におけるDX化に向けた現状把握のための診断ツールの提供（施工会社）
- ⑤ DX化に向けた経営者向け研修会（施工会社）
- ⑥ DX化に向けた新技術体験会（施工会社）

〔Ⅱ 求職者向け支援〕

- ① 高校生（土木・建築）、大学生（土木・建築）を対象としたDX体験会
- ② 学生（高校生（普通）、大学生（普通）、専門学生）、一般を対象としたDX体験セミナー
- ③ 女性を対象としたDX体験セミナー
- ④ 多様な人材に向けた建設産業魅力発信
- ⑤ 就業を後押しするインターンシップ

〔Ⅲ 就職促進支援〕

- ① 高校生向け業界研究会
- ② 学生、一般向け合同企業説明会（施工会社）
- ③ 学生、一般向け合同企業説明会（建設コンサルタント）
- ④ 県外の学生や就業者に向けたUターン相談会
- ⑤ 就職相談窓口等の就職支援

〔Ⅳ 協議会運営業務〕

※上記のⅠの④⑤⑥については別途委託する。

(2) 業務内容詳細

本業務は、『Ⅰ 企業・事業主向け支援』、『Ⅱ 求職者向け支援』、『Ⅲ 就職促進支援』の各施策が有機的に連携し、相乗効果を発揮することで、事業目的を最大化するものとする。受託者は、各施策の企画・運営において、その連携を意識した提案を行うこと。

また、本事業の実施にあたり設立された行政、業界団体、学識者で構成する「福岡県建設産業雇用促進プロジェクト推進協議会」の運営業務を行うものとする。

〔Ⅰ 企業・事業主向け支援〕

【ねらい】

DXの推進により、建設産業（施工会社、建設コンサルタント）の労働環境を改善する。

【具体的な取組】

① DX化に向けた経営者向け研修会（建設コンサルタント）

ア 概要

コンサルタントや測量・調査会社の経営層を対象として、DX化や分業体制の必要性、それらの導入による具体的な効果、先進事例をご紹介するとともに、活用可能な各種助成制度についても詳しく解説する。これにより、参加企業がDX推進による経営改善と人材確保の重要性を深く理解し、本事業の支援メニューを活用した新規採用への具体的な取り組みへと繋げるよう、誘導を図るもの。

イ 対象者

県内建設コンサルタントの経営者、従業員等

ウ 開催場所

開催場所は県内とし、かつ、利便性を考慮して選定すること。

エ 開催回数

1回以上とする。

オ 研修内容・研修資料

研修内容は、経営層を対象として、DX化や分業体制の必要性、導入効果、好事例、各種助成制度への理解を促す内容となるよう工夫すること。

なお、具体的な研修内容・資料は、福岡県と協議して定めること。

カ 広報

参加者の確保に向け、チラシやポスターを作成して企業や行政機関に配布する等、効果的な広報計画を提案すること。なお、提案されたた広報計画は県と協議の上、実施するものとする。

(参考) チラシ作製：1000部想定

ポスター作製：80部想定

キ 目標（受講企業数）

50人／年

② DX化に向けた新技術体験会（建設コンサルタント）

ア 概要

コンサルタントや測量・調査会社の技術者を対象として、3次元設計や3次元測量に実際に触れることで、技術者の抵抗感をなくし、技術の導入を支援する。

イ 対象者

県内建設コンサルタントの経営者、従業員等

ウ 開催場所

開催場所は県内とし、かつ、利便性を考慮して選定すること。

エ 開催回数

原則として4回以上とする。ただし、目標値を十分に達成または上回る見込みがある場合は、発注者と協議の上、開催回数を変更（増減含む）できるものとする。

オ 研修内容・研修資料

研修内容は、技術者が体験によりDXの理解・活用推進を促す内容となるよう工夫すること。

なお、具体的な研修内容・資料は、福岡県と協議して定めること。

カ 広報

参加者の確保に向け、チラシやポスターを作成して企業や行政機関に配布する等、効果的な広報計画を提案すること。なお、提案されたた広報計画は県と協議の上、実施するものとする。

(参考) チラシ作製：1000部想定

ポスター作製：80部想定

キ 目標（受講企業数）

60人／年

③ 組織力強化セミナー（施工会社、建設コンサルタント）

ア 概要

施工会社やコンサルタント等の経営層や管理層を対象として、従来の建設産業の労働環境の特性と求職者のニーズを踏まえた採用活動全体の改善や採用後の離職防止を目的とした労働環境の見直しを促すセミナーを実施する。（求職者に求められる組織の提案、

企業の採用活動の改善提案、分業体制の提案)

イ 対象者

県内施工会社及び建設コンサルタントの経営者、従業員等

ウ 開催場所

開催場所は県内とし、かつ、利便性を考慮して選定すること。

エ 開催回数

原則として4回以上とする。ただし、目標値を十分に達成または上回る見込みがある場合は、発注者と協議の上、開催回数を変更（増減含む）できるものとする。

オ セミナー内容・研修資料

セミナー内容は、採用活動全体の改善や労働環境の見直しを促す内容となるよう工夫すること。

なお、具体的な研修内容・資料は、福岡県と協議して定めること。

カ 広報

参加者の確保に向け、チラシやポスターを作成して企業や行政機関に配布する等、効果的な広報計画を提案すること。なお、提案されたた広報計画は県と協議の上、実施するものとする。

(参考) チラシ作製：2000部想定

ポスター作製：80部想定

キ 目標（受講者数）

100人／年

## 〔Ⅱ 求職者向け支援〕

### 【ねらい】

求職者に対し、DX体験会や企業体験会を通じて建設産業の魅力を発信し、就労を促す。

### 【具体的な取組】

#### ① 高校生（土木・建築）、大学生（土木・建築）を対象としたDX体験会

ア 概要

建設を専攻している求職者（高校生（土木・建築）、大学生（土木・建築）を対象として、建設産業の労働環境改善の周知とDX体験会（ICT施工、UAV測量）を通じて、建設産業の3Kのイメージ払拭と異業種に流れる学生を呼び戻すことを目的にDX体験会を実施する。

イ 対象者

建設系の学科を専攻している県内の高校生・大学生

ウ 開催場所

開催場所は県内建設現場とする。

選定に当たっては福岡県と協議のうえ決定すること。

移動手段（バス等）については受託者が準備すること。

エ 開催回数

高校生を対象とした建築工事現場：1回以上

高校生を対象とした土木工事現場：1回以上

大学生を対象とした建築工事現場：1回以上

大学生を対象とした土木工事現場：1回以上

オ 体験会内容・配布資料

現場見学に加え、参加者に建設産業のDXをテーマとした体験を行う機会を設けること。(例：三次元測量、三次元設計、ICT建機、ドローン)

なお、具体的なセミナー内容・資料は、福岡県と協議して定めること。

カ 広報

参加者の確保に向け、チラシやポスターを作成して学校や行政機関に配布する等、効果的な広報計画を提案すること。なお、提案されたた広報計画は県と協議の上、実施するものとする。

(参考) チラシ作製：650 部想定

ポスター作製：100 部想定

キ 目標 (参加者数)

80人/年

② 学生 (高校生 (普通)、大学生 (普通)、専門学生)、一般を対象としたDX体験セミナー

ア 概要

建設を専攻していない求職者 (高校生、大学生、専門学校生、一般) を対象として、建設産業の労働環境改善の周知とDX体験会 (バックヤードオフィスの体験) を通じて、求職者を建設産業に誘導することを目的にDX体験セミナーを実施する。また、体験会に参加した求職者が建設産業従事者やキャリアコンサルタントと交流できる場を設ける。

イ 対象者

県内の高校生・大学生・一般

ウ 開催場所

開催場所は県内とし、かつ、利便性を考慮して選定すること。

エ 開催回数

原則として2回以上とする。ただし、目標値を十分に達成または上回る見込みがある場合は、発注者と協議の上、開催回数を変更 (増減含む) できるものとする。

オ セミナー内容・配布資料

参加者に建設産業の仕事の内容や労働環境改善状況を伝えるとともに、DX体験を通じて建設産業への入職を促す内容とすること。

(例：三次元測量、三次元設計、ドローン)

なお、具体的なセミナー内容・資料は、福岡県と協議して定めること。

カ 広報

参加者の確保に向け、チラシやポスターを作成して学校や行政機関、ハローワークに配布する等、効果的な広報計画を提案すること。なお、提案されたた広報計画は県と協議の上、実施するものとする。

(参考) チラシ作製：4000 部想定

ポスター作製：500 部想定

キ 目標 (参加者数)

60人/年

ク 求職者と建設産業従事者やキャリアコンサルタントの交流について

- ・交流の場は体験会会場に設ける。
- ・交流は建設産業界の説明やキャリアデザインを目的としており、採用選考をおこなうものではない。

- ・建設産業従事者やキャリアコンサルタントの選定については受託者が提案し、福岡県と協議して決めること。

### ③ 女性を対象としたDX体験セミナー

#### ア 概要

女性求職者（学生、一般）に対して、建設産業の労働環境改善の周知とDX体験会（ICT施工や、UAV 測量、バックヤードオフィス体験）を通じて、キャリア形成における不安を解消し、求職者を建設産業に誘導することを目的にDX体験セミナーを実施する。また、体験会に参加した求職者が建設産業従事者やキャリアコンサルタントと交流できる場を設ける。

#### イ 対象者

県内の女性（高校生・大学生・一般）

#### ウ 開催場所

開催場所は県内とし、かつ、利便性を考慮して選定すること。

#### エ 開催回数

原則として2回以上とする。ただし、目標値を十分に達成または上回る見込みがある場合は、発注者と協議の上、開催回数を変更（増減含む）できるものとする。

#### オ セミナー内容・配布資料

参加者に建設産業の仕事の内容や労働環境改善状況を伝えるとともに、DX体験を通じて建設産業への入職を促す内容とすること。

（例：三次元測量、三次元設計、ドローン）

なお、具体的なセミナー内容・資料は、福岡県と協議して定めること。

#### カ 広報

参加者の確保に向け、チラシやポスターを作成して学校や行政機関、ハローワークに配布する等、効果的な広報計画を提案すること。なお、提案された広報計画は県と協議の上、実施するものとする。

（参考）チラシ作製：4000部想定

ポスター作製：500部想定

#### キ 目標（参加者数）

40人／年

#### ク 求職者と建設産業従事者やキャリアコンサルタントの交流について

- ・交流の場は体験会会場に設ける。
- ・交流は建設産業界の説明やキャリアデザインを目的としており、採用選考をおこなうものではない。
- ・建設産業従事者やキャリアコンサルタントの選定については受託者が提案し、福岡県と協議して決めること。

### ④ 多様な人材に向けた建設産業魅力発信

#### ア 概要

求職者（学生・一般）に対して、建設産業の労働環境改善の周知（3K→新3K）やモノづくりの魅力をPRするとともに、就業に結びつく本事業の取組を広域的、効果的に広報するための資料作成や発信を行う。

#### イ 内容

以下（想定）を踏まえ、効果的な広報計画を提案すること。なお、提案された広報計画は県と協議の上、実施するものとする。

i) 動画作成

本事業の各イベントの広報動画：10本想定

DXにより効率化したリアルな働き方紹介動画：5本想定

ii) リーフレット作成・配布

事業の広報リーフレットを企業・学校等に配布：6000部想定

iii) その他広報

WEB・SNS 広告：掲載期間6か月を想定

駅・商業施設モニター：掲載期間6か月を想定

求人誌：2誌×掲載期間6か月を想定

⑤ 就業を後押しするインターンシップ

ア 概要

求職者（DX体験会やDX体験セミナーに参加した方を含む）に対して、企業とのインターンシップを実施し、実体験を通じた建設産業への就業意欲の高まりや不安の解消を図り、企業と求職者とのマッチングイベントへ誘導する。

イ 具体的内容

○ 参加企業及び求職者の募集・マッチング

・ 企業（施工会社、建設コンサルタント等）の募集・開拓

・ 参加者（求職者）の募集・開拓

・ 参加者（求職者）及び企業ニーズ等を踏まえた最適なマッチングの実施。

○ インターンシップ実施支援

・ 企業向けインターンシップ実施マニュアルの作成・配布。

・ 参加者（求職者）向けオリエンテーションの実施。

・ 企業・参加者（求職者）間の連絡調整及び相談対応、トラブル発生時の仲介・対応。

・ 定期的な進捗確認（参加者（求職者）1人につき1回以上実施）。

・ 参加者に対するインターンシップへの参加にかかる旅費手当の支給。

ウ インターンシップ参加対象（求職者）

大学生・専門学生・一般（※高校生は対象外とする）

エ 期間

5日を基本とするが、参加者・企業のニーズを踏まえて決定する。

オ 広報

参加者の確保に向け、チラシを作成して企業や学校、ハローワークに配布する等、効果的な広報計画を提案すること。なお、提案されたた広報計画は県と協議の上、実施するものとする。

（参考）チラシ作製：4400部想定

カ 目標（参加者数）

40人／年

〔Ⅲ 就職促進支援〕

【ねらい】

地域の企業と求職者（学生、一般）を結びつける就職マッチングを行うことにより、建設産業への入職を促す。

## 【具体的な取組】

### ① 高校生向け業界研究会

#### ア 概要

県内の建設を専門とする高校生に対して、業界研究会を開催し、建設産業に関する認識を深め、異業種に流れる学生を呼び戻し、求職者と企業とのつながりを創出することを目的として実施する。なお、本業務は高校2年生を主な対象としており、即時的な就職決定を目的とするものではなく、建設企業と出会い、相互理解を深めることで、将来の就職先選択肢の一つとして建設産業を具体的に意識する『機会創出』であることを理解して企画すること。

#### イ 主な対象者

建設系の学科を専攻している県内の高校2年生（参考：県内10校）

#### ウ 開催場所

- ・開催場所は県内とし、かつ、利便性を考慮して選定すること。
- ・選定に当たっては福岡県と協議のうえ決定すること。
- ・参加者の移動手段（バス等）については受託者が準備すること。

#### エ 開催回数

1回以上

#### オ 企業募集・フォロー

- ・地域や分野に偏りが生じないように広く企業を募集・開拓すること。
- ・企業の応募が目標者数を超える場合は県と協議のうえ選定を行うこと。
- ・参加企業には、生徒の長期的な育成を見据えたコミュニケーションを促すとともに、新規高等学校卒業生の採用選考に関する指針（7月1日以前は採用選考を行わない）を遵守し、本研究会において実質的な採用選考活動を行わないよう、事前説明会を開催するなど徹底した指導・周知を行うこと。

#### カ 広報

参加者の確保に向け、チラシやポスターを作成して学校や行政機関に配布する等、効果的な広報計画を提案すること。なお、提案されたた広報計画は県と協議の上、実施するものとする。

（参考）チラシ作製：500部想定

ポスター作製：80部想定

#### キ 目標（参加者数）

参加者数：300人/年

（参考）参加企業数：50社想定

### ② 学生、一般向け合同企業説明会（施工会社）

#### ア 概要

学生（高校生、大学生、専門学生）や一般の求職者に対して、施工会社を対象とした合同企業説明会を開催し、求職者と企業のマッチングを行い、新たな雇いを促進する。

#### イ 主な対象者

学生・一般

#### ウ 開催場所・回数

開催場所は県内とし、かつ、利便性を考慮して選定すること。

都市部（福岡市・北九州市）での開催：2回

地方部（都市部を除く地区）での開催：4回

※地方部での開催場所は偏りがないように選定すること。

※目標値を十分に達成または上回る見込みがある場合は、発注者と協議の上、開催回数を変更（増減含む）できるものとする。

#### エ 企業募集・フォロー

・地域や分野に偏りが生じないように広く企業を募集・開拓すること。

・企業の応募が目標者数を超える場合は県と協議のうえで選定を行うこと。

・参加企業に対し、「新規学校卒業者の採用手引」（福岡労働局）や政府の「就職・採用活動に関する要請」を踏まえたガイドラインを作成し、参加者に合わせた説明対応を行うよう徹底した指導・周知を行うこと。

#### オ 広報

参加者の確保に向け、チラシやポスターを作成して学校や行政機関、ハローワークに配布する等、効果的な広報計画を提案すること。なお、提案されたた広報計画は県と協議の上、実施するものとする。

（参考）チラシ作製：4800部想定

ポスター作製：640部想定

#### カ 目標（参加者数）

都市部（福岡市・北九州市）

参加者数：100人×2回

（参考）参加企業数：20社/回想定

地方部（都市部を除く地区）

参加者数：50人×4回

（参考）参加企業数：10社/回想定

### ③ 学生、一般向け合同企業説明会（建設コンサルタント）

#### ア 概要

学生（高校生、大学生、専門学生）や一般の求職者に対して、建設コンサルタントを対象とした合同企業説明会を開催し、求職者と企業のマッチングを行い、新たな雇用を促進する。

#### イ 主な対象者

学生・一般

#### ウ 開催場所

開催場所は県内とし、かつ、利便性を考慮して選定すること。

#### エ 開催回数

原則として2回以上とする。ただし、目標値を十分に達成または上回る見込みがある場合は、発注者と協議の上、開催回数を変更（増減含む）できるものとする。

#### オ 企業募集・フォロー

・地域や分野に偏りが生じないように広く企業を募集・開拓すること。

- ・企業の応募が目標者数を超える場合は県と協議のうえで選定を行うこと。
- ・参加企業に対し、「新規学校卒業者の採用手引」（福岡労働局）や政府の「就職・採用活動に関する要請」を踏まえたガイドラインを作成し、参加者に合わせた説明対応を行うよう注意喚起を促すこと。

カ 広報

参加者の確保に向け、チラシやポスターを作成して学校や行政機関、ハローワークに配布する等、効果的な広報計画を提案すること。なお、提案されたた広報計画は県と協議の上、実施するものとする。

（参考）チラシ作製：2400部想定  
ポスター作製：320部想定

キ 目標（参加者数）

参加者数：100人×2回  
（参考）参加企業数：20社/回想定

④ 県外の学生や就業者に向けたUターン相談会

ア 概要

地元で働きたいという求職者のニーズを踏まえ、その受け皿となる地域の企業と求職者のマッチングを行い、新たな雇用を促進する。

イ 主な対象者

県外に住む学生、一般

エ 開催回数

原則として2回以上（WEB開催を基本）とする。ただし、目標値を十分に達成または上回る見込みがある場合は、発注者と協議の上、開催回数を変更（増減含む）できるものとする。

オ 企業募集・フォロー

- ・地域や分野に偏りが生じないように広く企業を募集すること。
- ・企業の応募が目標者数を超える場合は県と協議のうえで選定を行うこと。
- ・参加企業に対し、「新規学校卒業者の採用手引」（福岡労働局）や政府の「就職・採用活動に関する要請」を踏まえたガイドラインを作成し、参加者に合わせた説明対応を行うよう注意喚起を促すこと。

カ 広報

参加者の確保に向け、チラシやポスターを作成して県外の学校やハローワークに配布する等、効果的な広報計画を提案すること。なお、提案されたた広報計画は県と協議の上、実施するものとする。

（参考）チラシ作製：3500部想定  
ポスター作製：430部想定

キ 目標（参加者数）

60人/年

⑤ 就職相談窓口等の就職支援

ア 概要

建設産業に関心を持った求職者からの問い合わせを受け付ける相談窓口を開設し、求

職者のニーズに合った企業や業種の紹介や、個別相談を行う等の支援を行う。

イ 主な対象者

学生・一般

ウ 具体的な内容

- ・就職支援窓口（キャリアコンサルタント）の設置（対面・WEB）
- ・窓口支援に際し、〔Ⅱ 求職者向け支援〕〔Ⅲ 就職促進支援〕で開拓した企業等の募集状況を把握・蓄積すること。

エ 目標（相談者数）

20人／年

〔Ⅳ 協議会運営業務〕

本事業の実施にあたり設立された行政、業界団体、学識者で構成する「福岡県建設産業雇用促進プロジェクト推進協議会」の運営業務を行うものとする。また、本業務に係る会議資料の作成を行い、内容や進捗状況を説明すること。内容・資料は、福岡県と協議して定めること。

なお、協議会の開催は年間2回を想定しており、第1回は5月中旬頃に開催予定。

(3) 留意事項

ア 実施計画の策定

本事業の実施に当たっては、年間実施計画を策定し、事前に本県の承認を得ること。

イ 女性求職者・女性労働者の受講促進

子育て中の女性及び子育てが一段落した女性が受講しやすい環境を整えるなど、女性求職者・女性労働者の受講促進に努めること。

ウ 県内各地域への展開

地域全体における戦略産業分野の発展や良質な雇用の創出のためには、県内4地域（福岡、北九州、筑後、筑豊）におけるきめ細かな支援が必要であることから、受講者が都市圏の地域のみ偏ることがないように、事業の実施方法や周知・広報において留意すること。

オ 目標値（アウトプット・アウトカム）

本事業における目標値は、本事業の成果を評価するための重要な指標である。受託者は、設定された目標値の達成に最大限努めること。万が一、目標達成が困難と見込まれる場合は、速やかに発注者に報告し、その原因と具体的な改善策を協議すること。

カ アンケートの実施

イベント毎に参加者に対するアンケートを実施し、アンケートの分析結果を基に適宜業務改善を図ること。

キ 〔Ⅲ 就職促進支援〕等への誘導

- ・〔Ⅰ 企業・事業主向け支援〕の参加企業に対し、〔Ⅲ 就職促進支援〕の各イベント及び〔Ⅱ 求職者支援〕②③⑤の参加誘導を行うこと。
- ・〔Ⅱ 求職者向け支援〕の参加者に対し、〔Ⅲ 就職促進支援〕の各イベントへの参加誘導を行うこと。

ク 県が実施する業務との連携

- ・クに示すほか、参加者（企業・求職者）に対し、以下の支援を活用するよう積極的に誘導すること。

- 「令和8年度若者の未経験分野への就職チャレンジ応援事業」  
発注者：福岡県福祉労働部労働局就業支援課
- 「福岡県建設業DX診断ツール運用保守業務委託」  
発注者：福岡県県土整備部県土整備企画課技術調査室
- 「建設業DX推進業務」  
発注者：福岡県県土整備部県土整備企画課技術調査室
- 福岡県中小企業DX推進センターによる支援
- 福岡県若者就職支援センターによる支援
- 福岡県中高年就職支援センターによる支援
- ハローワーク（厚生労働省福岡労働局）による支援

## 6 事業の目標

以下のとおり目標を定める。

### (1) アウトプット目標

5・(2) に業務毎に記載

### (2) アウトカム目標（「良質な雇用」による正社員就業者数）

令和8年度：50名以上

（参考）令和9年度：100名以上

（参考）令和10年度：150名以上

なお、別添「地域活性化雇用創造プロジェクト実績報告について」を踏まえ各年度の実績等について調査し、報告すること。その際、別途発注する5（1）に示す〔I 企業・事業主向け支援〕④～⑥業務も含めて調査すること。

## 7 費用

受講者の本事業への参加費は無料とすること。

ただし、講座参加に係る各会場までの交通費は「就業を後押しするインターンシップ（Ⅱ-⑤）」を除き、参加者の負担とする。

## 8 実施体制

業務の運営管理及び本県との連絡調整にあたるため、業務責任者を配置すること。

## 9 実施報告

### (1) 業務完了報告書

業務完了後は、以下の成果品を提出すること。

#### 1) 調査報告書（A4版）

・金文字黒表紙製本（チューブファイルでも可） 1部

・電子データ 2式（形式については、発注者の指示によるものとする。）

#### 2) 報告書概要版 1部

#### 3) その他発注者が指示した資料 1式

### (2) 定期報告

毎月の実績を、本県が別途指定する様式に取りまとめの上、翌月5日までに（5日が祝日又

は週休日の場合は当該祝日又は週休日の翌日) 本県に報告すること。

(3) 随時報告・協議

各業務の実績、進捗状況、業務運営に当たっての課題・問題点、その他業務運営上必要とする資料等について、本県からの求めに応じて随時報告・協議を行うこと。

10 再委託について

委託事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、一部の処理を第三者に委託することについてあらかじめ本県から書面による承認を得た場合は、この限りではない。

11 個人情報の保護

受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

12 守秘義務

受注者は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、関係者の他に漏らし、又は本業務の履行のため以外の目的に使用してはならない。契約期間終了後も同様とする。当該調査の結果、成果物に関して瑕疵等が認められる場合には、受注者の責任及び負担において、速やかに修正を行うものとする。なお、修正を実施する場合において、修正方法等を事前に発注者の承諾を得てから着手し、修正結果等について発注者に報告すること。

13 苦情対応体制の整備

- (1) 事業の実施に係る苦情対応体制を整備し、事業開始前に書面により本県に報告すること。なお、苦情対応体制の整備に当たっては、苦情対応責任者(正・副)、報告・連絡体制を必ず盛り込むこと。
- (2) 事業の実施に当たって、苦情等が発生した場合は、速やかに本県に報告の上、対応について協議するとともに、苦情等の申出者に対しては誠実な対応に努めること。
- (3) 苦情対応を行った場合は、その経緯、経過、対応状況、今後の業務改善策や課題解決策を取りまとめ、書面により速やかに本県に報告すること。

14 事業実施にあたっての留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、委託者である本県の監督・指示に従わなければならない。また、本県からの質問や臨時の検査、資料の提示等の指示に従わなければならない。
- (2) 本事業に係る支出関係を明らかにする帳簿及びその他支出内容を証する証拠書類について、本県が委託金額を確定した日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (3) 事業の実施に当たっては、個人情報保護法、労働基準法、各種ハラスメント防止に関する規定など、適用を受ける関係法令及び本県の条例等を遵守すること。
- (4) 事業の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うこと。
- (5) 本事業に関し、参加者(企業)の情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、事業の目的の達成に必要な範囲内で収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用すること。
- (6) 本事業に従事する者は、業務上知り得た個人情報及び企業情報をみだりに他人に知らせては

ならないことはもとより、事業に従事する者でなくなった後においても、同様とすること。

- (7) 本事業の各業務に係る目標値は、業務の進捗状況等を踏まえて変更する場合がある。
- (8) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)に基づく「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」(平成28年1月29日福岡県訓令第1号)が定めるところにより、本事業の実施に当たっては、障がいのある方が社会的障壁を取り除くことを必要としている場合においては、その社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を誠実にを行い、その社会的障壁の除去に可能な限り努めなければならないこと。
- (9) 本事業に関して作成されるドキュメント類の著作権は、受託者が本事業受託前より権利を有していた等の明確な理由により予め書面にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、全て本県に帰属するものとする。
- (10) 本事業に関して作成されるドキュメント類及びホームページ等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は当該著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合は事前に本県に報告し、承認を得ること。
- (11) 本業務の成功に向けた業務改善、福岡県への改善提案を随時行うこと。
- (12) 福岡県が事業の運営上必要な措置を講ずるべき事案が発生したと判断した場合は、受託者は、福岡県の指示に基づき迅速かつ適切に対応しなければならない。
- (13) 本業務の契約締結及び実施に係る会場借上費、会場設営費、講師への旅費、謝礼、印刷代等その他本業務に必要な費用については、受注者が負担すること。

## 保有個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、甲が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用される同条第1項の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第12条の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

### (管理及び実施体制)

第2 乙は、保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる者又は組織（以下「保護管理責任者等」という。）並びに権限を明らかにし、安全管理上の問題への対応や監督、点検の実施等の措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、この契約により、保有個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、権限の内容等を明確化及び必要最小限化し、特定された従事者以外の者が当該保有個人情報にアクセスすることがないよう、また、権限を有する者であっても、業務上の目的以外の目的でアクセスすることがないようにしなければならない。

### (作業場所等の特定)

第3 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所（保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室又は区域を含む。）を明確にし、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

### (秘密の保持)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

### (持出しの禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために必要がある場合を除き、甲から提供された保有個人情報又は保有個人情報が記録された資料等（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。以下「記録媒体」という。）を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。

### (複写又は複製等の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するため、甲の承諾なしに保有個人情報又は記録媒体（以下「保有個人情報等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

2 前項の規定は、保有個人情報等の送信又は外部への送付、その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為について準用する。

3 乙は甲から前2項の承諾を受けた場合、保有個人情報等の誤送信、誤送付、誤交付、誤廃棄、又はウェブサイトへの誤掲載等を防止するため、複数の従事者による確認や専用ソフトウェアの導入等の必要な措置を講じるものとする。

### (利用及び提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(廃棄等)

第9 乙は、甲から提供された保有個人情報等が不要となった場合には、保護管理責任者等の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報の消去又は記録媒体の廃棄等を行わなければならない。

(情報システムにおける安全管理措置)

第10 乙は、上記のほか、甲から提供された保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、その秘匿性等その内容に応じて、次の措置を講じなければならない。

- 一 アクセス制御のための認証機能設定、データ持出し時を含むパスワード等の定期又は随時見直し、読取り防止措置
- 二 作業場所等の入退管理やアクセス記録の保存、定期的分析を含むアクセス状況の監視、作業を行う端末の限定(台数管理、盗難防止措置を含む。)、バックアップ記録の作成 ほか
- 三 不正アクセス防止プログラム等の導入(最新化)をはじめとするサイバーセキュリティ水準の確保
- 四 その他部外者、第三者による閲覧(窃取)防止のために必要な措置

(従事者への研修)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、おそれを含む事故発生時の対応のほか、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと、その他情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策等の個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

(再委託の禁止)

第12 乙は、この契約による保有個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第13 乙は、この契約による事務を処理するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した保有個人情報等は、事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、保護管理責任者等の指揮のもと、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、併せて甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、おそれを含め、前項の事案が発生した場合、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。ただし、書面報告を行う暇がない場合等はこの限りではない。

3 乙は、第1項の事案が発生した場合であって、甲から保有個人情報の漏えい等に係る個人情報保護委員会への報告を求められたときは、甲の指示に従うこと。

(調査)

第15 甲は、乙に対し、保有個人情報等の安全管理状況について、随時実地の調査等を行うものとする。

(指示及び報告)

第16 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めるものとする。

(取扱記録の作成)

第17 乙は、甲から提供された保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の取扱状況を記録し、甲に報告するものとする。

(運搬)

第18 乙は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、保有個人情報等の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19 甲は、乙が保有個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注

- 1 甲は委託者である福岡県を、乙は受託者を指す。
- 2 前記特記事項中第1、第2、第4、第11から第14まで及び第19に掲げる事項については、必須事項である(契約書中に別に定めがある場合を除く。)が、その他委託事務の実態に即して、適宜必要事項を追加し、又は不要な項目を省略することができる。
- 3 「保有個人情報の秘匿性等その内容」には、特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、特定個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る性質・程度等が含まれる。